

# チェックしてみよう 日本の年金

## ～思わぬボーナスが入るかも…～（後篇）

前回よりカナダ在住の日本人の方で以前短期間でも日本の年金（国民年金、厚生年金、共済年金）に加入されていた方は、受給の可能性がある点について紹介しています。今回は海外在住期間を年金加入期間に含めることができる2つ目の制度からのお話です。

②海外在住期間は合算対象期間として年金加入期間扱いできる  
「合算対象期間」とは年金の任意加入期間のことで、この間は強制加入でなくなるため保険料を支払わなくても加入期間扱いとなる制度です。例えば日本でOLとして22歳から25歳の3年間厚生

年金に加入した後、結婚を機に退職。その後カナダへ移住し26歳から60歳まで主婦をされた場合、厚生年金3年間の他、合算対象期間が34年間あるため年金受給要件の25年間を満たしていることになります。ただしこの合算対象期間は60歳までの日本国籍（二重国籍は不可）の期間のみ対象となります。

いかがでしょうか？上記①②（①は前回号で紹介）のどちらかのケースに当てはまれば日本の年金を受給できるかもしれません。尚、年金支給開始年齢を過ぎてしまった方も申請手続きを行えばその時点から受給できますし、過ぎてしまった分は遡って一括で受給することができます（但し一定の制限あり）。

### ④手続き～

何から始めればいいのか？

手続きは日本国内の各市町村（一部市町村を除く）にある年金事務所、またはサービス・カナダ・センター（以下 SCC）で行なえます。ただし SCC は書類を受け付けるだ

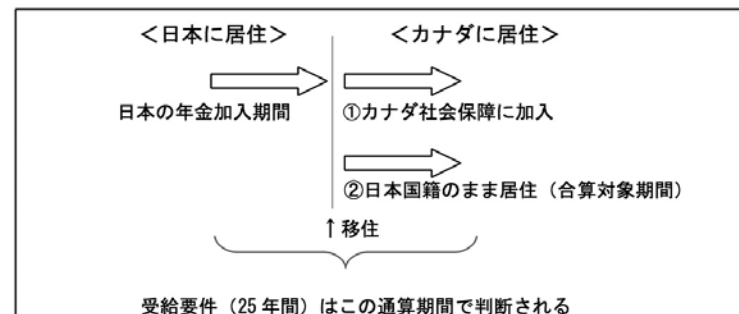
けで実際は書類を日本年金機構へ送付するため時間がかかること、日本語のわかる担当者がいないこと、などの理由でスムーズな処理は期待できません。その点、日本の年金事務所ではとても親切に対応してくれます。なかなか日本へ行く機会のない方は、家族や知人、代行業者が代わりに手続することもできます（但し委任状が必要）。また問い合わせだけであれば直接日本年金機構へ電話すれば丁寧に教えてくれます。国家（地方）公務員、私立学校教員だった方は日本年金機構ではなくそれぞれの共済組合での取り扱いとなりますのでご注意ください。

### ⑤最後に

年金は皆さんが将来のために保険料として少しずつ納付した自分自身の財産とも言えます。「そういえば昔年金に加入していたが、もう何十年も昔の話で自分には関係のないもの…」とお考えの方も、ダメもとで一度調べて見てはいかがでしょうか？思わぬボーナスがころがりこむかもしれません。

（参考）日本年金機構ウェブサイト

URL：<http://www.nenkin.go.jp>



<図：カナダ移住後の期間もカラ期間として受給資格に反映される>

